

旅行業者に対する処分の一覧表

別紙

No	旅行業者の概要				不利益処分の 内容	根拠となる 法令	不利益処分の原因となる事実
	登録番号	旅行業者名	代表者	本社住所			
①	観光庁 長官登録 第101号	富士急トラベル(株)	岩田 大昌	東京都渋谷区初 台1丁目55番7号	令和7年7月2 日～7月10日 までの9日間の 業務停止(富士 吉田営業所)	旅行業法第 19条第1項	令和6年4月7日～同年4月8日に実施した貸切バスを利用した旅行において、貸切バス事業者が届け出ている運賃・料金下限を下回る運賃でバスを手配し、道路運送法第9条の2第1項に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。